

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第5項中第5号を削り，第6号から第26号までを1号ずつ繰り上げ，第25号を削る。

附 則

この改正公告は，平成20年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）